

平成 28 年 8 月 10 日

群馬県知事 大澤正明 様 宛て

審査請求人 小川 賢



審査請求書

次の通り、審査請求をします。

1 審査請求人の氏名及び住所

氏名 小川 賢

住所 群馬県安中市野殿 9 8 0 番地

2 審査請求に係る処分の内容

群馬県知事が審査請求人に対し、平成 28 年 7 月 1 日付け森第 4 0 7 - 4 号により行った、「現在、安中市岩野谷地区の水源地帯約 140 ヘクタールで、日刊スポーツによるゴルフ場計画跡地に、事業者である安中ソーラー合同会社がメガソーラー施設設置計画を進めているが、このうち 4 月 26 日付け〔原文ママ〕で群馬県に提出された林地開発許可申請に関する次の情報。〈最優先で開示を請求するもの〉①林地開発許可申請書、④工程表、⑤申請者の信用及び資力に関する書類、⑧地域住民又は市町村の長との協定書、⑨残置森林等の保全に関する協定の締結について、⑩残置森林等の保全に関する協定書、⑬隣接土地所有者の同意書」の公文書部分開示決定

3 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

平成 28 年 7 月 2 日

4 審査請求の趣旨

- (1) 上記 2 の処分のうち、「④工程表」中、連絡先（林地開発許可申請書作成の責任者）の住所・氏名が黒塗りされている。この理由について、知事は、「申請者の取引内容に関する事項で内部管理情報であり、公にすると、取引先から信用を失うなど、申請者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため」としているが、資本金 1 円の安中ソーラー合同会社の代表社員であるグレート・ディスカバリー・ホールディング・エルエルシー（GDH）社はタックスヘイブンで知られる米国デラウェア州ウィルミントン市で設立登記をしているペーパー会社であり、開発事業者の得度は非常に怪しいので、きちんと実体のある組織なのかどうかを見極めることは、この事業が信用のおける開発事業者によって実施されることが担保されているかを確認するために必須である。
- (2) 上記 2 の処分のうち、「⑤申請者の信用及び資力に関する書類」に関連して、「安中ソーラーに関する事業スキーム図（詳細）」中、各業務委託契約等の相手方企業名が黒塗り

されている。この理由について、知事は、「開発事業における取引関係を記述した文書で、当該取引先の情報は、内部管理情報であり、公にすると、取引先から信用を失うなど、申請者の競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるため」としているが、資本金1円の安中ソーラー合同会社の代表社員であるGDH社はタックスハイブんで知られる米国デラウェア州ウィルミントン市で設立登記をしているペーパー会社であり、開発事業者の得度は非常に怪しいので、きちんと事業スキームを見極めることは、この事業が信用における開発事業者によって実施されることが担保されているかを確認するために必須である。

- (3) 上記2の処分のうち、「⑤申請者の信用資力に関する書類」に関連して、「融資意向表明書」中、金融機関名、当該金融機関印影及び融資限度額が黒塗りされている。この理由について、知事は、「申請書の金融機関との取引関係に関する情報を含む文書であり、取引金融機関名及び融資限度額は、開発事業に関する通常一般に入手できない情報であり、公にすることで、当該申請書の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため」としているが、資本金1円の安中ソーラー合同会社の代表社員であるGDH社はタックスハイブんで知られる米国デラウェア州ウィルミントン市で設立登記をしているペーパー会社であり、開発事業者の得度は非常に怪しいので、きちんと融資が履行されるのかどうかを見極めることは、この事業が信用における開発事業者によって実施されることが担保されているかを確認するために必須である。
- (4) 上記2の処分には、森林法で定めた申請書類である「申請者の信用資力に関する書類」として、20年間のキャッシュフロー表が含まれていない。これが不存在なのか、不開示なのかは請求人として判断できない。もし不存在であるとすれば、森林法で定めた「申請者の信用資力に関する書類」として、事業者に提出を求めていることが想定されるが、資本金1円の安中ソーラー合同会社の代表社員であるGDH社はタックスハイブんで知られる米国デラウェア州ウィルミントン市で設立登記をしているペーパー会社であり、開発事業者の得度は非常に怪しいので、きちんとこの事業のキャッシュフローを提出させてそれを見極めることは、この事業が信用における開発事業者によって実施されることが担保されているかを確認するために必須である。

5 審査請求の理由

- (1) 本件の開発事業者の安中ソーラー合同会社は、実体のない合同会社で、しかも代表社員（＝親会社）は海外の米国デラウェア州ウィルミントン市で設立登記された合同会社であり、職務執行者2名のうち、一人は東京都赤坂溜池にある合同会社の税理士法人赤坂国際会計事務所の代表社員の山崎亮雄で、もう一人は香港の九龍地区にある高層マンションを住所としているやはり合同会社のアジア・パシフィック・ランド・リミテッド（APL）社である。
- (2) このAPL社は、今年5月10日から公開されている国際調査報道ジャーナリスト連合

(ICIJ) のホームページに掲載されている。

<Entity: ASIA PACIFIC LAND LIMITED>

incorporated: 31-JAN-1994

<https://offshoreleaks.icij.org/nodes/123454>

- (3) 一方、APL 社の HP には「アジア・パシフィック・ランドは、不動産投資・アセットマネジメントおよび開発を手掛けるプライベートカンパニー。1994 年に設立、現在は東京・上海・香港・台北にて事業展開を行う。」という記載がある。

<http://www.asialand.com/jp/>

- (4) そして、役員リストとして次の人物名が掲載されている。

<APL グループ 創業者>

ウィリアム・D・ショーンフェルド(William D.Schoenfeld)最高経営責任者

リチャード・J・ライトネック(Richard J.Reitknecht)エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント

<APL グループ 経営陣>

ウィリアム・スカリー(William Scully)マネージング・ディレクター、米国投資

サイモン マクドナルド(Simon McDonald)アセットマネジメント統括責任者

ナイジェル・オリバーフロスト(Nigel Oliver-Frost)マネージング・ディレクター ソーシング及びアセットマネジメント

ナンシー・ファーガソン(Nancy Ferguson)チーフ・オペレーティング・オフィサー (COO)

シャウ・ウェイ・リュウ(Sheau Hui Liew)チーフ・ファイナンシャル・オフィサー (CFO)

マーク・ルビンスティン(Marc Rubinstein)ゼネラルカウンセル (法務責任者)

- (5) この最高経営責任者のウィリアム・D・ショーンフェルド (William D. Schoenfeld) のプロフィールを見ると、次のように記されている。

APL の創業者であり、同社最高経営責任者を務めるショーンフェルド氏は、アジアおよび北米地域における不動産投資で 20 年以上の経験を有し、バブル崩壊後の 1997 年、日本における最初の外資系不動産投資会社の一つとして APL を統率。APL 設立前は、1990 年から 1993 年まで、当時バンク・オブ・アメリカ社の子会社であった BA (アジア) リミテッドのヴァイスプレジデントとして主にアジアにおける不動産事業を統括。1989 年から 1990 年までジョーンズ・ラング・ウートン社 (1999 年にラサール・パートナーズ社と合併、現ジョーンズ・ラング・ラサール社) の投資サービス部門のヴァイスプレジデントとして、同社米国支店にて不動産投資家に物件取得、資金調達、デット及びエクイティ・ストラクチャリングに関する助言業務に従事。1988 年から 1989 年まで日本の大手不動産建設・開発会社である長谷工コーポレーション (東京) に勤務。ウィリアムズ大学卒業 (哲学士)。日本語と中国語に堪能、広東語にも精通。中国本土において、主に子供の教育と環境、貧困の改善を主目的とする多数の慈善団体を設立。

- (6) そして APL 社の経営陣のひとりとしてリュー・シャオ・フィ (Liew Sheau Hui) という人物の名前がある。安中ソーラー合同会社の親会社ともいうべき GDH 社がタックスヘイブンの米国デラウェア州にあり、実際に GDH 社の後ろ盾になっている APL 社については、パナマ文書の情報によれば、その住所は次のとおりとなっている。

ASIA PACIFIC LAND LIMITED

Address

Portcullis TrustNet Chambers P.O.Box 3444 Road Town, Tortola BRITISH VIRGIN ISLANDS

Incorporation date: 31-JAN-1994

- (7) つまり APL 社は、タックハイブんで知られる英領バージン諸島で 1994 年 1 月 31 日に設立されたとなっている。このように、安中ソーラー合同会社の実態は、国際脱税組織によるペーパー会社であることがわかる。しかも、実質的な事業主として、香港在住の中国人が関与していることは明確である。
- (8) 安中ソーラー合同会社が大規模開発を使用としている場所は、水源涵養機能を持つ里山地帯である。したがって、群馬県水源地域保全条例の摘要がなされるべきだと考えているが、群馬県の土地・水対策室は、審査請求人がいくら申し入れても知らん顔であった。さらに、この開発地域に存在する数ヘクタールにも及ぶ公有地が、こうした中国人主導の国際脱税組織が関与する事業主にタダで払い下げられてしまう恐れも出てきている。
- (9) 最近の報道を見ても、尖閣諸島の我が国領海に中国船籍の各種船舶が大手を振って連日侵入しており、その犯罪行為は日に日にエスカレートしている。安中ソーラー合同会社の開発事業地は、南海の尖閣諸島ではなく首都圏の上流域に位置しており、その面積は安中市全体の 0.5% に及ぶ 137 ヘクタールである。国民の安全・安心のみならず国土の保全や国家安全保障の観点から、事業者の資力や信用にかかる情報は速やかにされなければならない。

6 処分庁の教示の有無及び教示の内容

「この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができます (処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)」との教示があった。

以上

添付：平成 28 年 7 月 1 日付け森第 4 0 7 - 4 号「公文書部分開示決定通知書」